

身体拘束等の適正化のための指針

医療法人ハートフル（障がい者支援部）

生活介護事業所 ハートフルあまの

放課後等デイサービス オレンジ

放課後等デイサービス スマイリー

(事業所における身体拘束等の基本的な考え方)

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。事業所では利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

(身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項)

- 1 事業所が所属する医療法人ハートフル障がい者支援部に、身体拘束等の廃止に努める観点から、「身体拘束適正化委員会」を組織します。

本委員会の運営責任者（委員長）は障がい者支援部部長とし、当事業所管理者を「身体拘束等の適正化を適切に実施するための担当者（以下委員）」とします。

- 2 身体拘束適正化委員会は虐待防止委員会（障がい者支援部）と一体的に行う場合があります。
- 3 身体拘束適正化委員会は、年に1回以上委員長が招集し、開催します。
- 4 身体拘束適正化委員会では次の内容について協議します。
 - ①身体拘束等についての報告様式を整備する。
 - ②身体拘束の発生ごとにその状況、背景などが記録されたものを、①の様式に従い報告を受ける。
 - ③身体拘束適正化委員会において、②により報告された事例を集計し、分析する。
 - ④事例の分析にあたっては、発生原因や結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討する
 - ⑤報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底する。
 - ⑥適正化策を講じた後に、その効果について検証する。
 - ⑦再発の防止策を講じた際に、その効果について評価する。

(身体拘束等の適正化の研修に関する基本方針)

職員に対する「身体拘束等の適正化のための研修」を実施します。

職員研修は、年に1回以上行います。職員は研修参加に努め、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

(事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針)

身体拘束等の事案については、その全ての案件を身体拘束適正化委員会に報告するものとしてします。

(身体拘束等発生時の対応に関する基本方針)

利用者本人又は他の利用者の生命、身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合、以下の手順に従って実施します。

①組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束等を行うときには、担当職員又は関係者で身体拘束等の必要性や原因・解決方法を検討し、事業所内支援会議で組織として慎重に検討・決定します。

身体拘束等を行う場合には、個別支援計画に身体拘束等の態様及び、時間、緊急やむを得ない理由を個別支援計画書の備考欄に記載します。

②本人・家族への十分な説明

身体拘束等を行う場合には、手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ます。

様式1の【対応の概要】欄に詳細を記載し、利用者等に説明と同意を得るとともに、身体拘束等に関する必要事項を記載した個別支援計画書とともに「身体拘束等に関する説明・同意書」を手交します。

③必要な事項の記録

身体拘束等を行った場合には、様式2「身体拘束等に関する経過観察・再検討記録」にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記

録します。

また、継続して身体拘束等の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束等の解消に向け、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討します。

身体拘束等の観察と検討の結果、身体拘束等を事業所が解除した場合、様式2へ記録し、利用者本人や家族に説明を行い、直近の身体拘束適正化委員会へ報告します。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。なお当事業所HPにおいて、いつでも閲覧可能な状態にします。

(附則)

この指針は、令和5年4月1日から施行

身体拘束適正化委員会（障がい者支援部）

委員長	障がい者支援部 部長
副委員長	障がい者支援部 副部長
委員	生活介護事業所 ハートフルあまの 管理者
委員	放課後等デイサービス オレンジ 管理者
委員	放課後等デイサービス スマイリー 管理者
委員	相談支援事業所 あおぞら 主任
委員	広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ 主任就業支援相談員
委員	障がい福祉相談センターきらりあ 副主任
委員	障がい者支援部総務課 主任

